

### 主要施策(1) 自然環境・生態系の保全・再生・創出

関東地方が有する自然環境・生態系を次世代に継承するため、現在残る良好な自然環境・生態系を保全するとともに、過去に失われた(あるいは現在失われつつある)自然環境・生態系の再生を図る。また、必要に応じてビオトープ等による自然環境・生態系の創出を行う。

これにより、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保するため、まとまりのある流域、丘陵、海岸線等の自然地形を骨格とし、保全・再生・創出した自然環境を有機的に連続させた水と緑のネットワークの形成を図る。

#### ● 施策の視点 と実現化に向けた 取り組み方針

##### 施策の視点 ▶▶▶ 自然環境・生態系の保全 (事例 P40~50)

###### 【取り組み方針】

- ①河川の整備に際して、堰、床固、ダム、砂防堰堤等の河川横断施設等を設置する場合には、魚類等の生息環境の保全を図るため、魚道の設置、魚道流量の確保等を行う。 P.40
- ②市街地の拡大等により、自然林(里山)や池・沼等の重要な自然が失われてしまう恐れがある場合には、自然環境の保全、再生を行う。 P.41
- ③自然環境の保全を目的にマイカーの進入を規制している路線(山岳観光道路等)においては、沿道の自然環境の保全を図るため、地域の特性に合わせ、乗り合いバス、観光バス等の大型車両が円滑に行き違うことのできるよう整備を行う。 P.42
- ④河川の改修等を行う場合、自然の河川が有している瀬や淵等の多様性に富んだ生物の良好な生育環境に配慮した川づくりを進める。 P.43
- ⑤道路整備により、動物の生息地を分断するおそれがある場合には、動物の移動路等の整備を行い、自然環境との調和を図る。 P.44
- ⑥道路整備に際し、周辺の自然環境に配慮し、環境への負荷の軽減を図るため、施設の構造、工法等を工夫する。 P.45
- ⑦海岸整備に際し、海辺に残された浅場、藻場、干潟、海浜等の自然環境の保全に努めるとともに、施設等を設置する場合には、海辺の自然環境の保全に配慮し、海辺環境の保全を図るため、施設の構造や工法等を工夫する。 P.46
- ⑧河川や道路、公園、港湾、海岸等において、自然環境の保全・再生を目的として、緑化等を行う場合には、生態系の攪乱を防止するため、極力、在来種を使用するなど配慮する。 P.47 P.48 P.49
- ⑨河川や道路、公園、港湾、海岸等において、保全、再生、創出された自然環境や生態系を、地域住民等と協働して、適正な維持管理を行うことにより一層の保全を図る。 P.50

## 施策の視点 ▶▶▶ 自然環境・生態系の再生・創出 (事例 P51~56)

### 【取り組み方針】

- ① 河川の捷水路工事(ショートカット)や護岸整備等により失われてしまった蛇行、瀬や淵、自然河岸等及び植物や鳥類、魚類等の生息環境を取り戻すために、自然環境の再生を行う。 P.51
- ② 河川等において、堰、床固、ダム、砂防堰堤等の河川横断施設等によって魚類等の遡上環境が損なわれている場合には、魚類等の遡上環境の改善を図るため、周辺の改良、魚道の設置・改善、魚道流量の確保等を行う。 P.52
- ③ 河川や湖沼では、生態系の保全を図るため、アレチウリやミズヒマワリ等生態系に悪影響を及ぼす恐れのある外来種等について、地域と協働して駆除対策を進める。 P.53
- ④ 土砂災害の恐れのある山麓斜面で山腹工等を実施する場合については、緑化により樹林帯を形成し、多様な動植物の生育・生息の場となる森林空間を創出する。 P.54
- ⑤ 道路整備に際し、貴重な動植物等の生息地の改変等が生じる場合には、自然環境の保全を図るため、ビオトープ等の代替環境の整備を行う。 P.55
- ⑥ 東京湾では、浚渫土砂等を活用した干潟、浅場の造成、生物付着を促進する構造物等の設置により良好な海域環境を創出する。 P.56

## 主要施策(2) 健全な水循環系の構築

水質の悪化など、水環境に係わる諸問題を流域全体における課題として総合的にとらえ、人間社会の営みと環境保全に果たす水の機能の適切なバランスを保つため、河川浄化施設の整備、下水道の高度処理化の促進、東京湾における水・底質の改善、雨水貯留浸透施設の整備による地下水の涵養等により、水環境の改善を図り、健全な水循環系の構築を推進する。

### ● 施策の視点 と実現化へ向けた 取り組み方針

#### 施策の視点 ▶▶▶ 水質の改善と水量の確保 (事例 P57~66)

##### 【取り組み方針】

- ① 水質の悪化が問題となっている河川や湖沼等では、河川や湖沼等の持つ自然浄化機能を向上させ、水質の改善を図るため、底泥浚渫、レキ間接触酸化等の直接浄化、ヨシ等を用いた植生浄化施設等の整備を推進する。 P.57
- ② 河川や湖沼、海域等の公共用水域の水質を保全するため、下水道整備を進める。 P.58
- ③ 東京湾等の閉鎖性水域の水質改善を図るため、下水処理における高度処理施設の整備を促進する。 P.59
- ④ 雨天時に未処理の汚水が公共用水域に排出される合流式下水道について、その改善対策を推進する。 P.60
- ⑤ 流量の減少により、水環境の悪化が問題となっている河川等については、導水や下水高度処理水の上流への還元等を行い、河川流況の回復を図る。 P.61 P.62
- ⑥ 水環境の悪化が著しい河川、湖沼等において、地域住民と下水道管理者、河川管理者等の行政が一体となって総合的な水環境改善施策を実施する「清流ルネッサンスⅡ」を推進する。 P.63
- ⑦ 赤潮や青潮が多発する東京湾の水・底質環境を改善するため、水質汚濁が慢性化している湾奥部において、良質な浚渫土による覆砂や干潟造成を推進する。 P.64
- ⑧ 東京湾では、海洋環境の保全を図るとともに、航行する船舶の安全確保するため、清掃兼油回収船によって浮遊ゴミ・油の回収を行う。 P.65
- ⑨ 河川等における油や化学物質の流出等による水質事故に対する備えを充実し、水質管理の強化を図る。 P.66

#### 施策の視点 ▶▶▶ 水循環機構の改善 (事例 P67~69)

##### 【取り組み方針】

- ① 地下水の涵養等水循環機構の改善を図るため、総合的な治水対策の一環として、森林や水田等が持つ保水・遊水機能の確保や雨水貯留浸透施設の整備、都市部における透水性舗装や緑地の整備等を進める。 P.67
- ② 資源の有効活用を図るため、下水道処理場で高度処理された処理水を再生水として、トイレ用水や散水等の雑用水や公園等のせせらぎ用水としての利用を進める。 P.68 P.69

## 主要施策(3) 循環型社会の形成

公共交通機関の利用促進、低公害型自動車の導入、環境に優しい住宅の普及促進等の省エネ・省資源化を進め、地球温暖化対策を推進するとともに、建設リサイクルの推進、静脈物流システムの構築等により、循環型社会の形成に貢献する。

### ● 施策の視点 と実現化へ向けた 取り組み方針

#### 施策の視点 ▶▶▶ 省エネ・省資源[地球温暖化対策] (事例 P70~73)

##### 【取り組み方針】

- ① 大気環境に対する負荷の少ない公共交通機関の利用を促進するため、新交通システムや駅周辺の交通拠点施設の整備を推進し、自動車交通からの利用者の転換を図る。 P.70
- ② 道路維持管理用車両等に、「圧縮天然ガス自動車」等の環境に優しい自動車の導入を進める。 P.71
- ③ 官庁施設の整備にあたって、太陽光発電の利用や自然換気の導入などにより環境の負荷の低減を図るグリーン庁舎(環境配慮型官庁施設)の整備を推進するとともに、既設の官庁施設に対するグリーン改修を推進する。 P.72
- ④ 太陽光の利用等による省エネルギー化、雨水の再利用、廃棄物のリサイクル等、環境負荷の低減に配慮した環境共生住宅の普及を促進する。 P.73

#### 施策の視点 ▶▶▶ 省資源・リサイクルの推進 (事例 P74~83)

##### 【取り組み方針】

- ① 建設産業においては、資源の利用量及び廃棄物排出量が多い一方で、他産業に比してリサイクルが進んでいないことから、関係法令に基づく建設リサイクルを一層推進する。 P.74 P.75
- ② 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」に基づき、公共工事の実施やその他の事務・事業において、環境負荷の低減に資する製品、サービス等の調達を推進する。 P.76
- ③ 河川や道路、港湾事業等による建設発生土を有効活用するために、スーパー堤防や港湾等の建設資材としての利用を推進する。 P.77
- ④ 下水処理場から発生する下水汚泥については、セメント原料等の建設資材への活用を図り、リサイクルを推進する。 P.78
- ⑤ 河川や道路、国営公園等での整備・維持管理に際しては、発生した伐採木等の資源・廃棄物のチップ化や堆肥化等による有効利用を推進し、環境への負荷の低減を図る。 P.79 P.80 P.81
- ⑥ 海上輸送による効率的な静脈物流ネットワークを形成し、循環資源の全国的規模での広域的な流動を促進する。 P.82
- ⑦ 臨海部においてリサイクル産業の拠点化を進め総合静脈物流拠点港(リサイクルポート)の形成を推進する。 P.83

## 主要施策(4) 良好な生活環境の整備・創造

全ての人々が安心して、ゆとりと潤いのある生活を送ることができるように、首都圏におけるヒートアイランド対策、交通流の円滑化、大気汚染物質の削減、騒音・振動の低減化等、沿道環境の改善を進める。また、緑豊かな生活環境を形成するため河川や道路、建物の緑化を進めるとともに、公園や緑地を確保し、地域に暮らす人々が誇りをもって生活できる良好な生活空間の整備・創造を推進していく。

### ● 施策の視点 と実現化へ向けた 取り組み方針

#### 施策の視点 ▶▶▶ ヒートアイランド対策の推進 (事例 P84~86)

##### 【取り組み方針】

- ① 事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等の実行措置を定め、温室効果ガスの総排出量、事務所の単位面積当たり電気使用量、廃棄物量等の数量的目標を達成するための取り組みを実施していく。 P.84
- ② 都市部の河川は水面だけではなく、風の通り道としても、ヒートアイランド現象の緩和に寄与することが期待されていることから、再生水の利用等により、河川の水面を維持する。
- ③ 都市におけるヒートアイランド現象の緩和、良好な自然環境の創出を図るため、既成市街地での、都市公園の整備、路面温度の上昇を抑制する保水性舗装の利用、道路の緑化、屋上緑化等を推進していく。 P.85 P.86

#### 施策の視点 ▶▶▶ 沿道環境の改善対策の推進 (事例 P87~88)

##### 【取り組み方針】

- ① 環状道路及びバイパス等体系的なネットワーク整備や踏切、交差点の立体化などによる交通容量拡大策及び、違法駐車等の排除などの渋滞対策、交通需要マネジメント(TDM)等の施策を組み合わせた都市圏の交通円滑化を図り、大気汚染物質の削減、騒音、振動の低減化を図る。 P.87
- ② 騒音や大気環境が厳しい箇所では、沿道環境の保全を図るため、緑地帯や自転車・歩行者道からなる環境施設帯や低騒音舗装等を設置する。また、特に、著しく大気環境が厳しい箇所を対象とした大気浄化技術について、実験を行っていく。 P.88

#### 施策の視点 ▶▶▶ 良好な生活空間の形成 (事例 P89~91)

##### 【取り組み方針】

- ① 地域と一体となった良好で潤いのある水辺空間の形成を図るため、河川や溪流、港湾、海岸等の特性を活かした親水公園や散策道、緑化等の整備を進める。 P.89 P.90
- ② 良好で豊かな生活空間の形成を図るため、市街地における公園、緑地等の整備を進める。 P.91

## 主要施策(5) 美しい景観の整備・創造

美しい国土の形成と潤いのある豊かな生活環境を実現するため、地域の活性化に資するよう地域のまちづくりを支援するとともに、街並みや水辺空間、道路空間の、整備・保全を進め、地域の歴史や文化、個性を活かし、その場所に相応しい、都市と自然が調和した、良好で美しい景観の創出を進める。また、地域と共に公共空間の適正な利用を推進する。

### ● 施策の視点 と実現化へ向けた 取り組み方針

#### 施策の視点 ▶▶▶ 地域の個性を活かした景観の形成 (事例 P92~99)

##### 【取り組み方針】

- ① 美しい景観と豊かな緑の創出を総合的に実現するために「景観緑3法」を踏まえ、美しい街なみや地域の特色に応じた景観の保全・形成を図る。 P.92
- ② 歴史、文化、自然環境等地域の特性を活かした、地域が主体となった個性あふれるまちづくりの推進に対して支援を行う。 P.93
- ③ 歴史的建造物の保全・活用を図りながら、地域の歴史にふさわしい統一的な街なみづくりを推進する。 P.94
- ④ 文化遺産として価値のある河川構造物や砂防施設、橋梁、道路、港湾施設等の保存、復元に努める。 P.95
- ⑤ 河川や道路、海岸、官庁施設等の整備に際しては、地域の歴史、文化、自然と調和し、まちづくりと一体となった景観の形成に配慮する。 P.96 P.97 P.98
- ⑥ 市街地において道路や歩道の整備、土地区画整理事業や市街地再開発事業等を行う際には、電線類の地中化を進め、良好な都市景観を創出し、安全で快適な歩行空間を確保する。 P.99

#### 施策の視点 ▶▶▶ 施設の適正な利用の推進 (事例 P100~102)

##### 【取り組み方針】

- ① 河川敷の不法占用や不法投棄、歩道への迷惑駐輪、無秩序な屋外広告物等について、安全で安心な生活環境を創出するため、地域と共に対策等を行い、公共空間の適正な利用を推進する。 P.100 P.101
- ② 不法係留船対策として、係留施設等の整備等を行い、河川や港湾の適正な利用を推進する。 P.102